

秋田県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

令和3年6月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般県道	檜淵横渡線	由利本荘市東由利宿字大長根45番1地先から字大谷地13番2地先まで

2 供用開始の期日 令和3年6月22日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和3年6月22日（火）から同年7月6日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）